

長野県告示第301号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

平成19年5月21日

医療機関の名称
スザカ心療内科クリニック

所 在 地
須坂市北横町1294-1

長野県知事 村井 仁
指定した年月日
平成19年5月11日

健康づくり支援課

長野県告示第302号

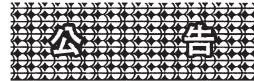
次の区域を信州ものづくり産業投資応援条例（平成17年長野県条例第25号）第1条第2項第5号に規定する製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域とします。

平成19年5月21日

長野県知事 村井 仁

1 上伊那郡宮田村1934-35、1934-38、1974-2、1974-6、
1974-16、1974-18及び1974-19

ビジネス誘発課

**公告**

次のとおり落札者を決定しました。

平成19年5月21日

長野県知事 村井 仁

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
電子計算機操作業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
 - (1) 名称 長野県企画局情報政策課
 - (2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2
- 3 落札者を決定した日
平成19年3月27日
- 4 落札者の名称及び所在地
 - (1) 名称 株式会社ケイケンシステム
 - (2) 所在地 長野市南千歳一丁目17番地4
- 5 落札金額
34,965,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成19年2月13日

情報政策課

長野県告示第303号

農業近代化資金融資利子補給金交付要綱（昭和36年長野県告示第421号）の一部を次のように改正し、平成19年度の融資に係る資金の利子補給金から適用します。

平成19年5月21日

長野県知事 村井 仁

第4第1号の表中

〔 3 法第2条第1項第2号から第4号までに掲げる者にあっては15億円。ただし、特別の理由があつて知事が承認したときは、その承認した額 〕

を

〔 3 法第2条第1項第1号に掲げる者で、原則として5年以内に、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項に規定する農業経営改善計画（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第2条の5に規定する経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第3条第1項に規定する果樹経営計画を含む。）を有する農業を営む法人（経営開始後決算を2期終えていないものに限る。）にあつては1億5,000万円 〕

4 法第2条第1項第2号から第4号までに掲げる者にあっては15億円。ただし、特別の理由があつて知事が承認したときは、その承認した額

に改める。

農村整備課

公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しました。

平成19年5月21日

長野県知事 村井 仁

- 1 電子計算機、周辺機器及びプログラムプロダクトの賃借
 - (1) 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
電子計算機、周辺機器及びプログラムプロダクトの賃借 一式
 - (2) 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
 - ア 名称 長野県企画局情報政策課
 - イ 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2
 - (3) 随意契約の相手方を決定した日
平成19年3月20日
 - (4) 随意契約の相手方の名称及び所在地

ア 名 称 富士通リース株式会社

イ 所在地 東京都新宿区西新宿二丁目7番1号

(5) 随意契約に係る契約金額

月額 11,760,000円

(5) 契約の相手方を決定した手続

随意契約

(6) 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第2号

2 電子計算機通信機器、周辺機器等及びプログラムプロダクトの賃借

(1) 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

電子計算機通信機器、周辺機器等及びプログラムプロダクトの賃借 一式

(2) 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

ア 名 称 長野県企画局情報政策課

イ 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2

(3) 随意契約の相手方を決定した日

平成19年3月20日

(4) 随意契約の相手方の名称及び所在地

ア 名 称 日本電子計算機株式会社

イ 所在地 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

(5) 随意契約に係る契約金額

月額 1,319,304円

(6) 契約の相手方を決定した手続

随意契約

(7) 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第2号

3 電子計算装置(ホストコンピュータ)用カット紙ページプリンタ装置及び高速カット紙ページプリンタ装置の賃借

(1) 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

電子計算装置(ホストコンピュータ)用カット紙ページプリンタ装置及び高速カット紙ページプリンタ装置の賃借 一式

(2) 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

ア 名 称 長野県企画局情報政策課

イ 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2

(3) 随意契約の相手方を決定した日

平成19年3月20日

(4) 随意契約の相手方の名称及び所在地

ア 名 称 日本電子計算機株式会社

イ 所在地 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

(5) 随意契約に係る契約金額

月額 1,846,246円

(6) 契約の相手方を決定した手続

随意契約

(7) 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第2号

公告

長野県公債を定期償還するため、次のとおり抽せんします。

平成19年5月21日

長野県知事 村井 仁

1 銘柄、償還額及び償還期日

銘 柄	償 還 額	償 還 期 日
平成9年度第2回公債	945,000 千円	平成19年9月25日
平成9年度第3回公債	615,000	平成19年10月25日
平成9年度第5回公債	109,000	平成19年11月22日
平成10年度第2回公債	690,000	平成19年9月25日
平成10年度第3回公債	510,000	平成19年10月25日
平成10年度第5回公債	377,000	平成19年11月22日
平成11年度第2回公債	300,000	平成19年9月25日

2 抽せん期日

平成19年6月4日(月) 午前10時

3 抽せん場所

長野市大字中御所岡田178番地8

株式会社八十二銀行

4 抽せん方法

コンピュータ使用によるせん数抽せん

財政課

公告

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第65条第2項の規定により、次のとおり業務の停止を命じました。

平成19年5月21日

長野県知事 村井 仁

1 被処分者

(1) 商号

有限会社二村不動産

(2) 代表者氏名

代表取締役 二村 孝一

(3) 主たる事務所の所在地

塩尻市大字広丘高出2237番地21

(4) 免許証番号

長野県知事(6)2960号

(5) 免許年月日

平成14年12月11日

2 処分年月日

平成19年5月12日

3 処分内容

業務の全部の停止 3月間(平成19年5月25日から平成19年8月24日まで)

4 適用条項

宅地建物取引業法第35条第1項並びに第37条第2項及び第65条第2項第5号

情報政策課

建築管理課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第1項の規定による認定をしたので、同条第8項の規定により次のとおり公告します。

平成19年5月21日

長野県佐久地方事務所長 木曾 茂

対象区域	対象区域等の縦覧場所
長野県北佐久郡軽井沢町大字軽井沢 字南岡1060-6、1060-51	長野県佐久地方事務所

建築管理課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年5月21日

長野県上小地方事務所長 安江幸大

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務及び役務の特質

平成19年度県営住宅別所団地C号棟エレベーター保守点検業務

(2) 履行期間

平成19年7月1日から平成20年3月31日まで

(3) 履行場所

上田市別所温泉1860-1

県営住宅別所団地

(4) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 専門技術者を終日待機させ、緊急時の出動要請に対し原則60分以内に到着できる体制を整備できる者であること。

(5) 長野県内に本社又は営業所等を有する者であること。

(6) 過去に3階建て以上の共同住宅においてエレベーターの保守点検業務委託を誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

上田市材木町1-2-6

長野県上小地方事務所 建築課

電話 0268(25)7143(直通)

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成19年6月14日 午前10時30分

イ 場所 長野県上田合同庁舎 101号会議室

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成19年6月7日(木)午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

住宅課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年5月21日

長野県南佐久建設事務所長 塩入邦寿

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

平成19年度県単道路情報板設備点検業務委託

(2) 役務の特質

入札説明書のとおりです。

(3) 履行期間
契約の日から60日間

(4) 履行場所
長野県南佐久建設事務所管内

(5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 過去10年以内に同種の設備点検業務の履行実績を有する者であること。
- (5) 長野県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

佐久市臼田2015

長野県南佐久建設事務所 総務課

電話 0267(82)3101

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成19年6月7日(木) 午後1時45分

イ 場所 長野県南佐久建設事務所 第一会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成19年5月31日(木)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定め

る期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

5 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否
必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

道路管理課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年5月21日

長野県木曽建設事務所長 西澤博

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

平成19年度県単道路防災機械設備点検業務委託

(2) 役務の特質

一般国道361号の道路防災施設（権兵衛トンネルほか）の機械設備の定期点検

(3) 履行期間

契約締結日から平成20年3月10日まで

(4) 履行場所

木曽郡木曽町内、塩尻市内及び上伊那郡南箕輪村内

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 過去5年以内に同種の点検業務の履行実績を有する者であること。

(5) 長野県内に本社又は支店若しくは営業所を有する者であるこ

と。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

木曽郡木曽町福島2757-1 長野県木曽合同庁舎
長野県木曽建設事務所 総務課
電話 0264 (25) 2237

4 入札手続等

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成19年6月7日(木) 午後1時30分
イ 場所 長野県木曽合同庁舎 501会議室

(3) 郵便による入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成19年5月31日(木)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

道路管理課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年5月21日

長野県木曽建設事務所長 西澤 博

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

平成19年度県単道路防災電気設備点検業務委託

(2) 役務の特質

一般国道361号の道路防災施設（権兵衛トンネルほか）の電気設備の定期点検

(3) 履行期間

契約締結日から平成20年3月10日まで

(4) 履行場所

長野県木曽建設事務所管内、塩尻市内及び上伊那郡南箕輪村内

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 過去5年以内に同種の点検業務の履行実績を有する者であること。

(5) 長野県内に本社又は支店若しくは営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

木曽郡木曽町福島2757-1 長野県木曽合同庁舎

長野県木曽建設事務所 総務課

電話 0264 (25) 2237

4 入札手続等

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成19年6月7日(木) 午後2時

イ 場所 長野県木曽合同庁舎 501会議室

(3) 郵便による入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成19年5月31日(木)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

道路管理課